第1章 介護保険制度のしくみ

介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護（予防）サービスを利用できる制度です。

介護保険に加入する人（被保険者）

年齢で2つの被保険者に分かれます。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用（利用者負担割合分）を支払う

65歳以上（第1号被保険者）の人

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。

（要介護・要支援認定の詳細▶第３章）

医療保険に加入している40～64歳（第２号被保険者）の人

介護保険で対象となる病気（**特定疾病**※1）が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

●保険証・負担割合証の交付　●要介護認定や結果通知

●介護保険料を納める　●要介護・要支援認定の申請

伊勢崎市（保険者）

主な役割

- 介護保険料の算定・徴収
- 保険証・負担割合証の交付
- 要介護・要支援認定
- 保険給付　など

相談　支援

高齢者相談センター

詳細▶第8章

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 相談を受け、内容に応じて支援

連携

ケアマネジャー

詳細▶第3章

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援

連絡調整

支払　伊勢崎市（保険者）が費用の７～９割を支払う

請求

介護サービス・介護予防サービス提供事業者

利用者にあった介護サービスを提供

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス　など

（指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供）

●サービスの提供　●費用の1～３割を請求

●サービスを利用　●費用の1～３割を支払う

負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた人や事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護（予防）サービス等を利用するときに必要になります。

負担割合（1～3割）が記載されます。

特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症（きんいしゅくせいそくさくこうかしょう）
- 後縦靱帯骨化症（こうじゅうじんたいこっかしょう）
- 骨折を伴う骨粗しょう症（こっせつともなこつそしょう）
- 多系統萎縮症（たけいとういしゅくしょう）
- 初老期における認知症（しょろうきにおけるにんちしょう）
- 脊髄小脳変性症（せきずいしょうのうへんせいしょう）
- 脊柱管狭窄症（せきちゅうかんきょうさくしょう）
- 早老症（そうろうしょう）
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症（とうにょうびょうせいしんけいしょうがい、とうにょうびょうせいじんしょう、とうにょうびょうせいもうまくしょう）
- 脳血管疾患（のうけっかんしっかん）
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（しんこうせいかくじょうせいまひ、だいのうひしつきていかくへんせいしょうびょう）
- 閉塞性動脈硬化症（へいそくせいどうみゃくこうかしょう）
- 関節リウマチ（かんせつりゅうまち）
- 慢性閉塞性肺疾患（まんせいへいそくせいはいしっかん）
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症（りょうそくのしつかんせつまたはこかんせつにいちじるしへんけいをともなうへんけいせいかんせつしょう）
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）